

議第146号

呉市まちづくりセンター条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市まちづくりセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市まちづくりセンター条例の一部を改正する条例

呉市まちづくりセンター条例（平成25年呉市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前							改正後						
(目的及び設置)							(目的及び設置)						
第1条 地域のまちづくりに関する活動の拠点とするとともに、地域住民が主体的に取り組む市民協働のまちづくり及び生涯学習を推進し、地域住民による個性豊かで活力あふれる地域社会を実現するため、まちづくりセンター（以下「センター」という。）を次のように設置する。							第1条 地域のまちづくりに関する活動の拠点とするとともに、地域住民が主体的に取り組む市民協働のまちづくり及び生涯学習を推進し、地域住民による個性豊かで活力あふれる地域社会を実現するため、まちづくりセンター（以下「センター」という。）を次のように設置する。						
名称		位置					名称		位置				
略							略						
呉市下蒲刈まちづくりセンター		呉市下蒲刈町下島 <u>1628番地の1</u>					呉市下蒲刈まちづくりセンター		呉市下蒲刈町下島 <u>1730番地</u>				
略							略						
別表第13（第9条，第10条関係） 呉市下蒲刈まちづくりセンター使用料							別表第13（第9条，第10条関係） 呉市下蒲刈まちづくりセンター使用料						
使用時間	第1学習室	第2学習室	集会室	控室	陶芸室	調理室	使用時間	1時間までごとに					
								ホール	研修室	会議室	和室	調理室1	調理室2
8時30分～22時	1時間までごとに					500円	8時30分～17時	1,300円	300円	200円	200円	200円	200円
							17時～22時	2,500円	900円	400円	400円	400円	600円
備考 使用料は、使用室数にかかわらず、この表に定める額とする。							備考 冷暖房費及びガス設備等の使用料は、別に実費程度を徴収する。						

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後における呉市下蒲刈まちづくりセンターの使用に係る許可並びに使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他呉市下蒲刈まちづくりセンターを使用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても、改正後の呉市まちづくりセンター条例の規定の例により行うことができる。

(呉市農村コミュニティ施設設置条例の一部改正)

- 3 呉市農村コミュニティ施設設置条例（平成15年呉市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前	改正後														
<p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 農林水産業の経営並びに生活環境の改善及び合理化を図るとともに、生涯学習を振興し、もって地域社会の発展と福祉の増進に寄与するため、総合的かつ多目的利用施設として、農村コミュニティ施設（以下「施設」という。）を次のように設置する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>下蒲刈農村環境改善センター</td><td>呉市下蒲刈町下島1730番地</td></tr><tr><td>川尻転作促進研修所</td><td>呉市川尻町久筋1丁目7番27号</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></tbody></table>	名称	位置	下蒲刈農村環境改善センター	呉市下蒲刈町下島1730番地	川尻転作促進研修所	呉市川尻町久筋1丁目7番27号	略		<p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 農林水産業の経営並びに生活環境の改善及び合理化を図るとともに、生涯学習を振興し、もって地域社会の発展と福祉の増進に寄与するため、総合的かつ多目的利用施設として、農村コミュニティ施設（以下「施設」という。）を次のように設置する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>川尻転作促進研修所</td><td>呉市川尻町久筋1丁目7番27号</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></tbody></table>	名称	位置	川尻転作促進研修所	呉市川尻町久筋1丁目7番27号	略	
名称	位置														
下蒲刈農村環境改善センター	呉市下蒲刈町下島1730番地														
川尻転作促進研修所	呉市川尻町久筋1丁目7番27号														
略															
名称	位置														
川尻転作促進研修所	呉市川尻町久筋1丁目7番27号														
略															
<p>(使用の許可)</p> <p>第3条 施設のうち、<u>別表第1から別表第3までに定める施設</u>（以下「許可施設」という。）を使用しようとする者は、市長（指定施設の管理を指定管理者に行わせる場合は指定管理者。以下この条から第5条まで、第7条及び第8条において同じ。）の許可を受けなければならない。</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第3条 施設のうち、<u>別表第2及び別表第3に定める施設</u>（以下「許可施設」という。）を使用しようとする者は、市長（指定施設の管理を指定管理者に行わせる場合は指定管理者。以下この条から第5条まで、第7条及び第8条において同じ。）の許可を受けなければならない。</p>														

<p>2 略 (使用料)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の使用料は、<u>別表第1から別表第3までに定める金額の範囲内で別に定める。</u></p> <p>3 略 (利用料金)</p> <p>第6条の2 略</p> <p>2 利用料金の額は、<u>別表第1から別表第3までに定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。</u></p> <p>3・4 略</p>	<p>2 略 (使用料)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の使用料は、<u>別表第2及び別表第3に定める金額の範囲内で別に定める。</u></p> <p>3 略 (利用料金)</p> <p>第6条の2 略</p> <p>2 利用料金の額は、<u>別表第2及び別表第3に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。</u></p> <p>3・4 略</p>														
<p>別表第1 (第3条, 第6条, 第6条の2関係)</p> <p style="text-align: center;"><u>下蒲刈農村環境改善センター</u></p> <table border="1" data-bbox="204 972 748 1621"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>1日につき 84,800円</td> </tr> <tr> <td>農業研修室</td> <td>1日につき 26,600円</td> </tr> <tr> <td>和室A</td> <td>1日につき 13,300円</td> </tr> <tr> <td>和室B</td> <td>1日につき 13,300円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>1日につき 14,000円</td> </tr> <tr> <td>農産物加工室</td> <td>1日につき 16,100円</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用料	多目的ホール	1日につき 84,800円	農業研修室	1日につき 26,600円	和室A	1日につき 13,300円	和室B	1日につき 13,300円	調理実習室	1日につき 14,000円	農産物加工室	1日につき 16,100円	<p>別表第1 削除</p>
施設名	使用料														
多目的ホール	1日につき 84,800円														
農業研修室	1日につき 26,600円														
和室A	1日につき 13,300円														
和室B	1日につき 13,300円														
調理実習室	1日につき 14,000円														
農産物加工室	1日につき 16,100円														

(提案理由)

呉市下蒲刈まちづくりセンターを移転し、及び下蒲刈農村環境改善センターを廃止するため、この条例案を提出する。